

# 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

2023年9月21日 制定

(目的)

## 第1条

本規程は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）が、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録（以下「電子取引データ」という。）の保存義務を履行するため、電子取引データを適正に保存するために必要な事項を定める。

(電子取引の範囲)

## 第2条

本会における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- (1) EDI 取引
- (2) 電子メールおよび WEB を利用した電子取引データの授受
- (3) SMMS 会員管理システム

(対象となるデータ)

## 第3条

保存する電子取引データは以下のとおりとする。

- (1) 見積書
- (2) 注文書
- (3) 契約書
- (4) 納品書
- (5) 納付書
- (6) 請求書
- (7) 領収書

(取引データの保存)

## 第4条

本会が発行した電子取引データおよび本会が受領した電子取引データのうち、前条に定める保存対象となる電子取引データは、所定のファイル名を付与して所定の PC および記憶媒体に 10 年間保存する。

(訂正削除の原則禁止)

## 第 5 条

前条に従って保存された電子取引データについて、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

(訂正を行う場合)

## 第 6 条

業務処理上やむを得ない理由によって第 4 条に従って保存した電子取引データを訂正する場合は、訂正前のデータのファイル名の先頭に「訂正前データ (訂正日 : yyyymmdd) \_」を附記することとし、訂正前のファイル自体は削除しない。

(削除を行う場合)

## 第 7 条

業務処理上やむを得ない理由によって第 4 条に従って保存した電子取引データを削除する場合は、電子取引データのファイル名の先頭に「削除 (削除日 : yyyymmdd) \_」を附記することとし、ファイル自体は削除しない。

(改廃)

## 第 8 条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

## 附則

2023 年 9 月 21 日 制定

以上